

新潟市認可外保育施設補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、認可外保育施設に入所している児童の処遇の向上を図るため、認可外保育施設に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の対象施設は、本市に所在し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び第35条第4項の認可を受けていない保育施設（以下、「認可外保育施設」という。）であって、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 本市に在住し、かつ子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号に該当する保護者の児童を5人以上保育していること。
- (2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）の認可外保育施設指導監督基準に適合していること。
- (3) 施設の開所時間が1日8時間以上であること。
- (4) 施設開設の届出後、事業実績が2年以上あること。
- (5) その他市長が認めたもの。
- (6) 申請時点で市税を滞納していない者が運営する施設であること。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その総額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする施設の設置者は、別に定める認可外保育施設現況調書及び別紙様式1による補助金交付申請及び新潟市税の納税証明書（公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人を除く）を市長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、別記様式2による「補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更しよう

とする場合には、別記様式3による「補助金変更交付申請書」をすみやかに市長に提出しその承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項に定める変更交付の申請を受けたときは、申請内容を審査し、適正と認められるときは交付額の変更を決定し、別記様式4による「補助金変更交付決定通知書」により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 補助金の支払いは、第5条に定める補助金の交付を決定したときは、概算払いができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業を行う者は、当該年度終了後、すみやかに別紙様式5による補助金実績報告書を市長あてに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、別記様式6による「補助金確定通知書」により、当該補助事業者に通知し、補助金を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱は廃止する。

- ・ 新潟市地域保育所運営費補助金交付要綱
- ・ 新潟市家庭保育室運営費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

1 施設割	1 施設当たり	年額	100,000 円
2 職員割	10月1日現在在籍する常勤職員 (1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員) 園長・有資格保育士 1人当たり 年額 58,300 円 無資格保育者・調理員 1人当たり 年額 46,600 円 (ただし、入所児童のうち市民で保育を必要とする児童数が50%未満の場合は、職員割を補助単価の50%の額とする。)		
3 児童割	10月1日現在在籍する市民で保育を必要とする児童 3歳未満児 1人当たり 年額 36,000 円 3歳以上児 1人当たり 年額 24,000 円		
4 乳児保育加算	10月1日現在在籍する市民で保育を必要とする児童 0歳児 1人当たり 年額 61,000 円加算		
5 延長保育加算	補助基準月（10月）において次の要件に適合する施設 (1)概ね午後6時30分を超えて、市民で保育を必要とする児童を保育する (昼間開所していない夜間保育施設は除く) 児童数 1日平均1～5人 1施設年額 50,000 円加算 児童数 1日平均6人以上 1施設年額 100,000 円加算 (2)概ね午後10時を超えて、市民で保育を必要とする児童を保育する (昼間開所していない夜間保育施設を含む) 児童数 1日平均1～5人 1施設年額 50,000 円加算 児童数 1日平均6人以上 1施設年額 100,000 円加算		
6 障がい児保育加算	10月1日現在在籍する市民で保育を必要とする児童のうち、市が補助対象として認めた児童 障がい児 1人当たり 年額 56,000 円加算		

別記様式1（第4条関係）

年　　月　　日

(宛先) 新潟市長

申請者 住 所

施設名

設置者名

年度新潟市認可外保育施設補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了年月日
- 4 交付申請額
- 5 添付書類
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期

別記様式2（第5条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けて交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

別記様式3（第6条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

補助事業者 住 所

施設名

設置者名

年度新潟市認可外保育施設補助金変更交付申請書

年　月　日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更交付申請額

既交付決定額

差引申請額

3 変更理由

4 添付書類

別記様式4（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市認可外保育施設補助金については、年 月 日付け変更交付申請により、下記のとおり変更したので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額

別記様式5（第8条関係）

年　月　日

（宛先）新潟市長

補助事業者　住　所
施設名
設置者名

年度新潟市認可外保育施設補助金実績報告書

年　月　日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 情報の公表の状況
- 6 添付書類

別記様式6（第9条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市認可外保育施設補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市認可外保育施設補助金について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市認可外保育施設補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 换算事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定期額